

令和 7 年度版 八王子市立たがの杜小中学校（第二小学校）いじめ防止基本方針

本校は、「いじめを許さないまち八王子条例」のもと、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に従い、いじめの未然防止と早期発見・対応・解消の取組に対して全力で取り組むものとする。

I いじめ問題に対する基本方針 ～いじめの未然防止と早期発見・対応・解消に向けた取組の徹底～

- (1) 「いじめは決して許されない」という強い認識をもつこと。
- (2) 「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る」という危機意識をもつこと。
- (3) 「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という基本的認識に立って対応すること。
- (4) いじめられている児童の立場に立ち、いじめの解消を図ること。
- (5) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組 ～児童のよさを見出し、伸ばす指導の充実～

(1) いじめの未然防止のために

- ①「いじめ対策委員会」（いじめ防止等の対策のための組織）は年度初めにいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直すとともに児童の情報を共有し組織的に対応する。
- ②「特別の教科道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ④児童会活動における活動等、友だち班や児童集会での異学年交流活動等におけるキャリア教育や児童自身の主体的な参画により「自己有用感」を育てる。
- ⑤S O S の出し方に関する指導を全学年年間 1 回以上実施、いじめ防止に関する授業を全学年年間 3 回以上実施する。
- ⑥学校・家庭・地域等とともに「いのち」について真摯に向き合う機会として、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、全校朝会での校長講話等の取組を実施する。

(2) いじめの早期発見のために

- ①「いじめ対策委員会」を中心に「報告・連絡・相談」を徹底して情報の共有を図り、常に全教職員が同じ情報をもとに、児童の対応に当たれる体制を維持する。
- ②「ふれあい月間」等を通じて、いじめに関する児童アンケートを年間 3 回（各学期 1 回）実施する。また、いじめ防止のためのチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ③スクールカウンセラーによる対象学年全員との面談を実施する。（1 学期：5 年生 2・3 学期：4・6 年生）
- ④東京都教育委員会「S O S の出し方（DVD）」や「第二小学校 ふれあいメッセージ（児童一人ひとりが発信するいじめをなくす決意表明）」等を活用し、学級活動や道徳の時間で児童がいじめ問題について学び、主体的にいじめ問題を考え話し合う時間を定期的に設定する。
- ⑤「子ども見守りシート」を活用し、家庭と学校が連携して児童の些細な変化に気付き、迅速に情報共有できるようにする。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導をセーフティ教室や学級指導等で徹底すると共に、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③「SNS学校ルール」について家庭と連携し、児童の発達段階に応じた指導を行うことを通して、児童の危機回避能力を育成する。
- ④情報機器会社によるメディアリテラシーの出前授業を実施し、情報を適切に評価・活用できる能力を育成する。

III いじめが発生した場合の対応 ～全教職員で児童を見守り、全教職員で児童を指導する～

- (1) いじめの疑いを把握した教職員が、速やかに管理職・生活指導主任へ報告する。
- (2) いじめ対策委員会で協議し、今後の対応方針を決定する。
※一部の教職員が抱え込むことなく、組織的にいじめの解消に向けた対応を実施する。
- (3) いじめの事実確認を当該児童、周辺児童から徹底して行う。
- (4) いじめ対策委員会や生活指導夕会などで、全職員への周知し、共通理解を図る。
- (5) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (6) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する指導を行う。
- (7) 必要に応じて、学校サポートチームをはじめ、PTA等の保護者組織、地域の関係団体等と連携し対応する。
※犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

IV 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査を連して行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、保護者、PTA、学校サポートチーム等の関係諸機関（児童相談所・子ども家庭支援センター等）と連携し、いじめの解決に向けて徹底した対応を図る。

V いじめの認知及びその後の対応について

- (1) いじめの認定まで
いじめの疑いの発見（被害児童からの相談・いじめアンケート・子ども見守りシートの提出）
 - ①いじめ対策委員会の開催
 - ②いじめの認知 → いじめ対応記録の作成※市教委が介入しなければ解消できない重大案件については、市教委に「学校いじめ対策委員会による認知報告書」を提出して対応する。
- (2) いじめの解消まで
いじめの解消 → ①被害児童に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続している。
②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
※重大案件については、市教委に「学校いじめ対策委員会によるいじめ解消報告書」を提出して報告する。